

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付について

国では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に速やかに生活・暮らしの支援を行うこととし、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

この給付の対象となるのは、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯です。

幌延町からの支給対象となるのは、令和3年12月10日（基準日）において幌延町に住民登録をされている次の方々ですので、区分に応じて申請手続き等をしてくださいますようお願いします。

1. 住民税非課税世帯

①令和3年1月1日以前に住民登録されており、令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯（世帯員全員）

⇒ 1月下旬から2月上旬にかけて、給付金の案内チラシと確認書がご自宅に郵送で届きますので、確認書の該当欄に記入し、ご返送ください。

②令和3年1月2日以降に幌延町に住民登録された方で、令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯（世帯員全員）

⇒ 幌延町では課税状況が把握できないので、右の申請書（様式2）に必要事項を記入し、令和4年2月24日までに住民生活課生活グループに提出してください。

2. 家計急変世帯

①令和3年1月から令和4年9月までの間の任意の1ヶ月の収入（給与、事業、不動産、年金）により経済状態を推定し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税水準以下である世帯（新型コロナウイルス感染症と関係のない理由での収入減少は除外）

⇒ 任意の1ヶ月の収入に12を掛けた額、または令和3年分所得の確定申告、源泉徴収等の額が非課税相当額以下の場合、申請書（様式3及び別紙）に必要事項を記入のうえ、住民生活課生活グループに提出してください。（申請期限は令和4年9月30日）

※幌延町における給付金の支給開始は令和4年2月下旬を予定しています。

※基準日は令和3年12月10日となっていますので、12月11日以降に転入された方は、転入前の市町村から給付を受けることになります。

お問い合わせ・申請先

幌延町役場住民生活課生活グループ

電話 5-1112 告知端末機 5-8812